

吸収合併に係る事後開示書面

2020年4月1日

株式会社ラック

代表取締役社長 西本 逸郎

当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ネットエージェント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行いました。よって、ここに、本吸収合併に関して、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 効力発生日

2020年4月1日

2. ネットエージェント株式会社における事項

(1) 本吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

ネットエージェント株式会社が当社の完全子会社であったことから、本吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 反対株主買取請求の手続の経過

ネットエージェント株式会社が当社の完全子会社であったことから、株主買取請求の手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過

ネットエージェント株式会社は新株予約権を発行していないため新株予約権買取請求の手続きは行っておりません。

(4) 債権者異議手続の経過

会社法第789条第2項の規定に基づき、2020年2月25日付の官報および知れている債権者への催告により、債権者に対し、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 当社における事項

(1) 本吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第789条第2項に基づく簡易合併であるため、当社は、本吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 反対株主買取請求の経緯

本吸収合併は、会社法第 789 条第 2 項に基づく簡易合併であるため、当社は、株主買取請求の手続は行っておりません。

(3) 債権者異議手続の経緯

会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 25 日付の官報および同日付の電子公告により、債権者に対し、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 当社がネットエージェント株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社はネットエージェント株式会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。
5. ネットエージェント株式会社の事前開示書面
別添のとおりです。
6. 本吸収合併による変更登記をした日
2020 年 4 月 15 日（予定）
7. 前号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項
該当する事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

2020年2月25日

ネットエージェント株式会社
代表取締役社長 岩瀬 智則



当社は、2020年4月1日を効力発生日として、株式会社ラックを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うことになりました。よって、ここに、本吸収合併に関して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

2020年2月7日付で株式会社ラックとの間で締結した吸収合併契約書は、別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社が株式会社ラックの完全子会社であることから、本吸収合併に際して合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 本吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 株式会社ラック

株式会社ラックは、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。なお、株式会社ラックにおいて、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 当社

当社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 本吸収合併の効力発生日以降における株式会社ラックの債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の株式会社ラックの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の株式会社ラックの収益状況およびキャッシュフローの状況について、株式会社ラックの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収合併後における株式会社ラックの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上



合併契約書

株式会社ラック（以下、甲という。）とネットエージェント株式会社（以下、乙という。）は、次の通り合併に関する契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社ラック

住所：東京都千代田区平河町二丁目16番1号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：ネットエージェント株式会社

住所：東京都墨田区錦糸四丁目16番17号相互ビル5階

（合併に際して発行する株式等）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているので、合併に際して甲の株式を含め一切の対価を割当交付しない。

（増加すべき資本金および準備金）

第3条 合併により増加すべき甲の資本金、資本準備金および利益準備金の額は次の通りとする。ただし、効力発生日における乙の資産および負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資 本 金：合併により資本金は増加しないものとする。

(2) 資 本 準 備 金：合併により資本準備金は増加しないものとする。

(3) 利 益 準 備 金：合併により利益準備金は増加しないものとする。

（合併契約書の承認）

第4条 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を経ないで合併を行う。

2 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を経ないで合併を行う。

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、令和2年4月1日とする。ただし、合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 乙は、平成31年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引継ぐ。

2 乙は、平成31年3月31日から効力発生日までの資産および負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

（会社財産の管理義務）

第7条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

(従業員の引継およびその処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する処遇については、別に甲乙協議の上、これを定める。

(退任取締役および監査役の処遇)

第9条 合併に際して甲の取締役等に就任しない乙の取締役または監査役に対し、効力発生日前日までの在任期間にかかる報酬等を支給する場合は、乙の株主総会における承認を得て行うものとするほか、甲乙協議して定めるものとする。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日までに、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、書面により合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、本契約の履行に必要な法令に定める関係官公庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年2月7日

甲 東京都千代田区平河町二丁目16番1号
株式会社ラック
代表取締役 西本 逸郎 

乙 東京都墨田区錦糸四丁目16番17号相互ビル5階
ネットエージェント株式会社
代表取締役 岩淵 智則 